

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人BLP-Network（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程その他の規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

(書類の備置き等)

第6条 この法人は、別表に掲げる書類を作成した場合、別表に定める備置期間まで、主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 この法人は、前項の規定により備え置いた書類を、別表に定める閲覧対象者に対し、閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

3 前各項に関わらず、この法人は、理事会が必要と判断した書類について、任意でインターネットを利用する方法により公開することができる。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、代表理事の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 第6条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

2 前項に定める申請の手続は、別途システムによることを妨げない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、代表理事が定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会による決議によって定める。

附 則

この規程は、令和6年6月21日から施行する。

別表

対象書類等の名称（根拠法令）	閲覧対象者	備置期間
1 定款（法第14条第1項）	社員	永久
2 社員名簿（法第32項第1項）	社員	永久
3 各事業年度の事業計画、収支予算（活動支援団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号ハに定めるものをいう。以下同じ。）に係るものに限る。）	制限なし	当該事業年度の末日
4 各事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録及びその附属明細書（法第129条第1項及び第2項）	社員又は債権者	5年間
5 各事業年度の事業報告及びその附属明細書（法129条1項及び第2項）	社員又は債権者	5年間
6 社員総会議事録（法第57条第1項～第3項）	社員又は債権者	10年間
7 理事会議事録（法第97条第1項～第3項）	社員又は債権者	10年間

様式 1

閲覧等申請書

一般社団法人BLP-Network

代表理事 鬼澤 秀昌 殿

申請月日 _____年 月 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請いたします（該当するものを○で囲んで下さい。）。

閲覧等の目的

閲覧等を求める書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

- 1 定款
- 2 社員名簿
- 3 各事業年度の事業計画、収支予算（活動支援団体に係るものに限る。）
- 4 各事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録及びその附属明細書
- 5 各事業年度の事業報告及びその附属明細書
- 6 社員総会議事録
- 7 理事会議事録

なお私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

